

7 鉄軌道に関する制度等の研究

本線整備に向けて、まちづくりの活性化を促進する広域的な公共交通網形成の視点から、本線と一体となって整備すべき骨格的支線*整備のための法制度及び既存事業者への影響への対応のあり方について整理することとした。さらに、これまでの本線についての技術的・経済的検討に加えて、事業実施上重要な環境アセスメントの実施期間等について法体系や手続きの枠組みについて整理することとした。

*：骨格的支線は、支線の中でも幹線的な機能を持つものをいう。

7.1 過年度調査の概要

7.1.1 平成 26 年度調査の概要

平成 26 年度調査では、軌道に関する適用法令や関連する助成制度について基礎的な研究を行い、鉄軌道に関する制度、整備スキーム、整備・保有主体の形態、整備・保有主体と運行主体の役割分担等、さらなる研究を要する課題が多く確認された。

7.1.2 平成 27 年度調査の概要

平成 27 年度調査では、事業制度について、「都市鉄道等利便促進増進法」や「全国新幹線鉄道整備法」等に基づく補助制度について先行事例を収集し、整備スキーム、建設主体と営業主との役割分担の研究を行った。

7.2 平成 28 年度調査の検討結果

7.2.1 支線整備に関する研究

支線整備に関する基本的な制度として、計画制度、事業制度、補助制度等について研究した。

(1) 計画制度

1) 計画制度の種類

支線整備に関する計画制度としては、地方公共団体が主体となって策定する「都市・地域総合交通戦略」と「地域公共交通網形成計画」の二つの計画制度がある。

①. 都市・地域総合交通戦略(都市局)

A. 概要

都市や地域における安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めるため、総合的な交通のあり方や必要な施策に関して目標を定め、歩行者、自転車、公共交通等のモード間の連携や、公共交通の利用促進を図るための交通結節点の改善等、地域の知恵を活かした交通行動の転換に結びつける取り組みが必要である。

都市・地域総合交通戦略は、これらハード・ソフト両面からの取り組みについて総合的かつ重点的に実施するための計画を地方公共団体や公共交通事業者等の関係者で構成される協議会において策定するものである。

②. 地域公共交通網形成計画(総合政策局)

地方公共団体が策定し、国土交通大臣が認定する地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系)」としての役割を果たすものであり、地域の取組が計画的に進められることで限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されている。

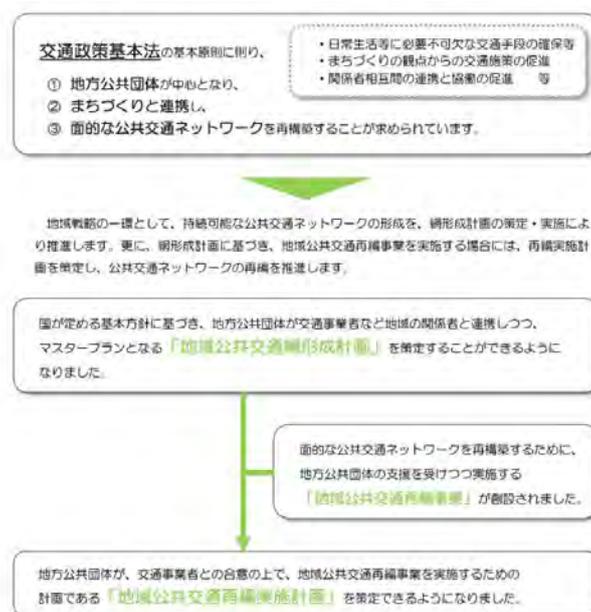
総務大臣、国土交通大臣が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が法定協議会(参加義務あり)を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定することとされ、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業(地方公共交通特定事業など様々な取組)について記載することになっている。

その根本は、交通政策基本法及び、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいている。



出典：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 概要(国土交通省)
 <<http://www.mlit.go.jp/common/001105980.pdf>>

図 地域公共交通活性化再生法の概要



出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き 第3版(平成28年3月 国土交通省) <<http://www.mlit.go.jp/common/001089843.pdf>>

図 改正地域公共交通活性化再生法の特徴

地域公共交通網形成計画は「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系）」としての役割を果たすもので、国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定する。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通特定事業など様々な取組）について記載する。

LRT・BRTなど地域の基幹交通システムを導入する場合、地域公共交通特定事業として、地域公共交通網形成計画に基づき、事業者等が地方公共団体等の支援を受けつつ事業を実施することとなる。

～地域公共交通網形成計画の記載事項～

〔記載する事項〕（法§5②）

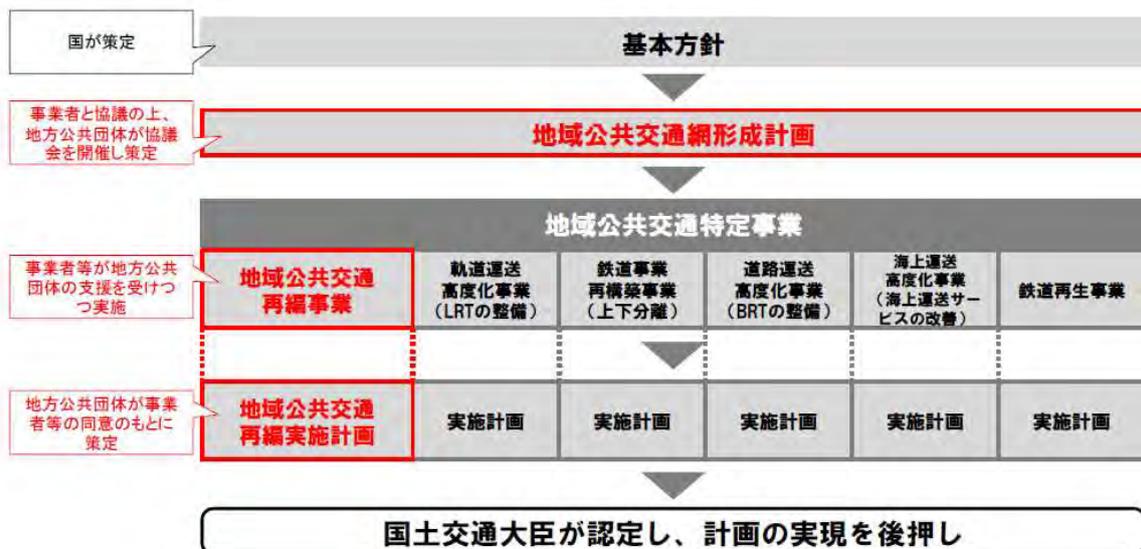
- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④）
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔記載に努める事項〕（法§5③）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

出典：「人とまち、未来をつなぐネットワーク」～地域公共交通活性化再生法の一部改正～ 第9版（平成27年11月 国土交通省）<<http://www.mlit.go.jp/common/001127036.pdf>>

図 地域公共交通網形成計画の記載事項



出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き 第3版（平成28年3月 国土交通省）<<http://www.mlit.go.jp/common/001089843.pdf>>

図 地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の位置づけ

2) 計画策定に関する支援制度

計画策定を支援する制度としては、都市局（旧建設省）、総合政策局（旧運輸省）及び観光庁によるものがある。

①. 都市・地域総合交通戦略関連(都市局)

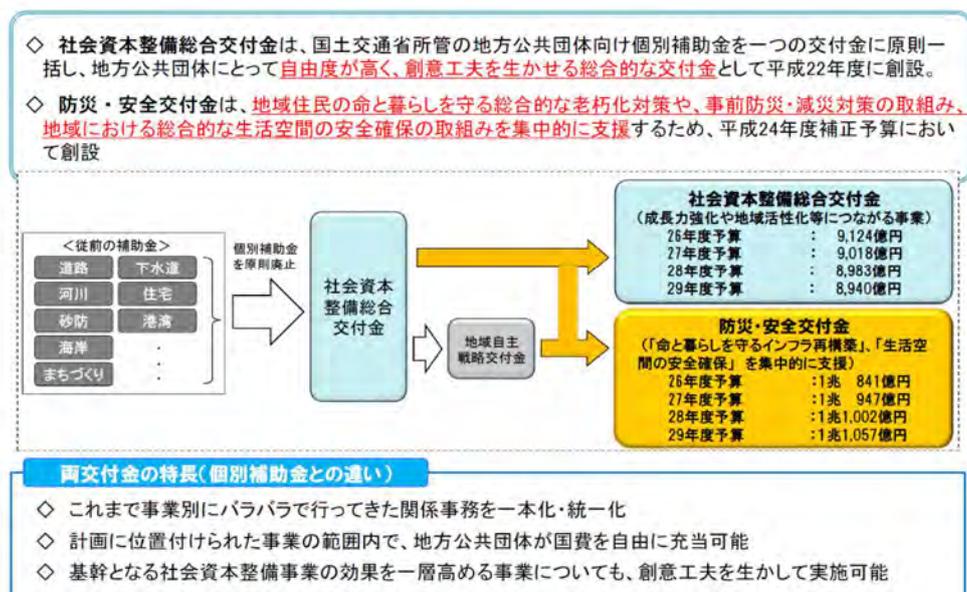
A. 都市・地域交通戦略推進事業(社会資本整備総合交付金)

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的としている。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設された。

現況調査、基本構想の立案、土地利用及び都市施設等についての総合的な計画の立案、整備手法の調査、駐車場整備に係る計画の策定、駐車場有効利用促進計画の策定並びに整備計画策定の一環として行う交通・情報実験に要する費用とする。

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金



出典：社会資本整備総合交付金の概要（国土交通省）

<<http://www.mlit.go.jp/common/001180372.pdf>>

図 社会資本整備総合交付金の概要

調査は、社会資本総合整備事業の基幹事業を市街地整備事業とするものが対象である。

表 計画策定に関する補助率

事業名	補助率
基幹事業を市街地整備事業とするもの： 都市・地域交通戦略推進事業	1/3

B. 都市・地域総合交通戦略策定調査(街路交通調査費補助)

街路交通調査費補助は「(項) 地域連携道路事業費 (目) 道路調査費補助 (目細) 街路交通調査費補助」の予算費目となっており、街路事業、土地区整理事業、市街地再開発事業等に関し、種類の調査を補助事業で行うものである。

この補助事業は、道路法第56条の道路に関する調査に該当し、補助率は1/3である。

表 計画策定に関する補助率

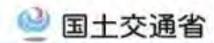
事業名	補助率
街路交通調査	1/3

街路交通調査は、総合的な都市交通マスタープラン等を策定する総合都市交通体系調査と特定の重要な街路事業について事業計画を策定する街路事業調査の2つの調査からなる。

都市・地域総合交通戦略の策定に対する支援として街路事業調査のなかに「都市・地域総合交通戦略策定調査」が用意されている。

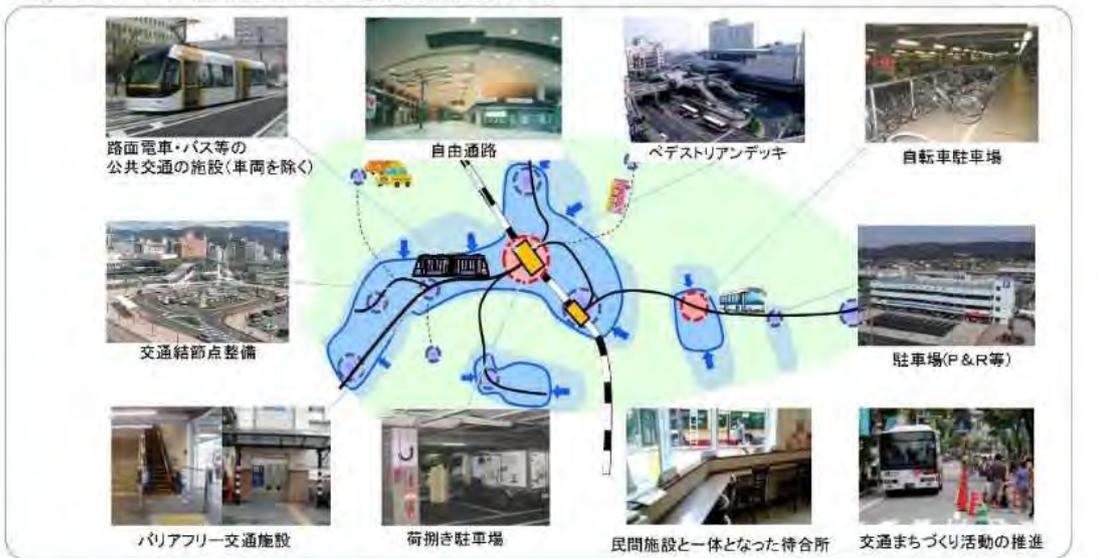
地方公共団体が、道路管理者、警察、地元経済団体等の関係者で構成される協議会等において、魅力ある将来都市像と、その実現に必要なハード・ソフト一体となった交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通の戦略を策定するための費用が支援される。

都市・地域交通戦略推進事業の概要



目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体等
- 補助率：1/3 (立地適正化計画に位置付けられた事業1/2)



出典：都市・地域総合交通戦略について【概要】(国土交通省)

<<http://www.mlit.go.jp/common/001018987.pdf>>

図 都市・地域総合交通戦略推進事業の概要

②. 地域公共交通網形成計画関連(地域公共交通調査事業補助)

地域公共交通確保維持改善事業は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化や制約のより少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的としている。

地域公共交通確保維持改善事業補助金は、これまでのバス、タクシー、鉄道等個別モード毎の支援が行われていた地域公共交通活性化・再生総合事業補助金を廃止し、代わってこれら施策を抜本的に見直し、あらたに平成23年4月に創設された。

支線導入調査については、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域公共交通調査事業が対象となっている。

補助対象者は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等が対象となり、地域の公共交通の確保維持改善に係る計画や地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）が補助される。

表 計画策定に関する補助率

事業名	補助率
地域公共交通調査事業	定額 (上限額 2,000 万円)

地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業(計画策定事業)・地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援

地域公共交通調査事業(計画策定事業)

- 補助対象者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会 地域公共交通網形成計画等
- 補助対象経費: 地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 定額(上限2,000万円)
※予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額満額の交付とならない場合がある。

地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)

- 補助対象者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 定額(上限2,000万円)
※予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額満額の交付とならない場合がある。

出典: 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し (地域公共交通調査等事業) (国土交通省)
<<http://www.mlit.go.jp/common/001126310.pdf>>

図 地域公共交通調査事業の概要